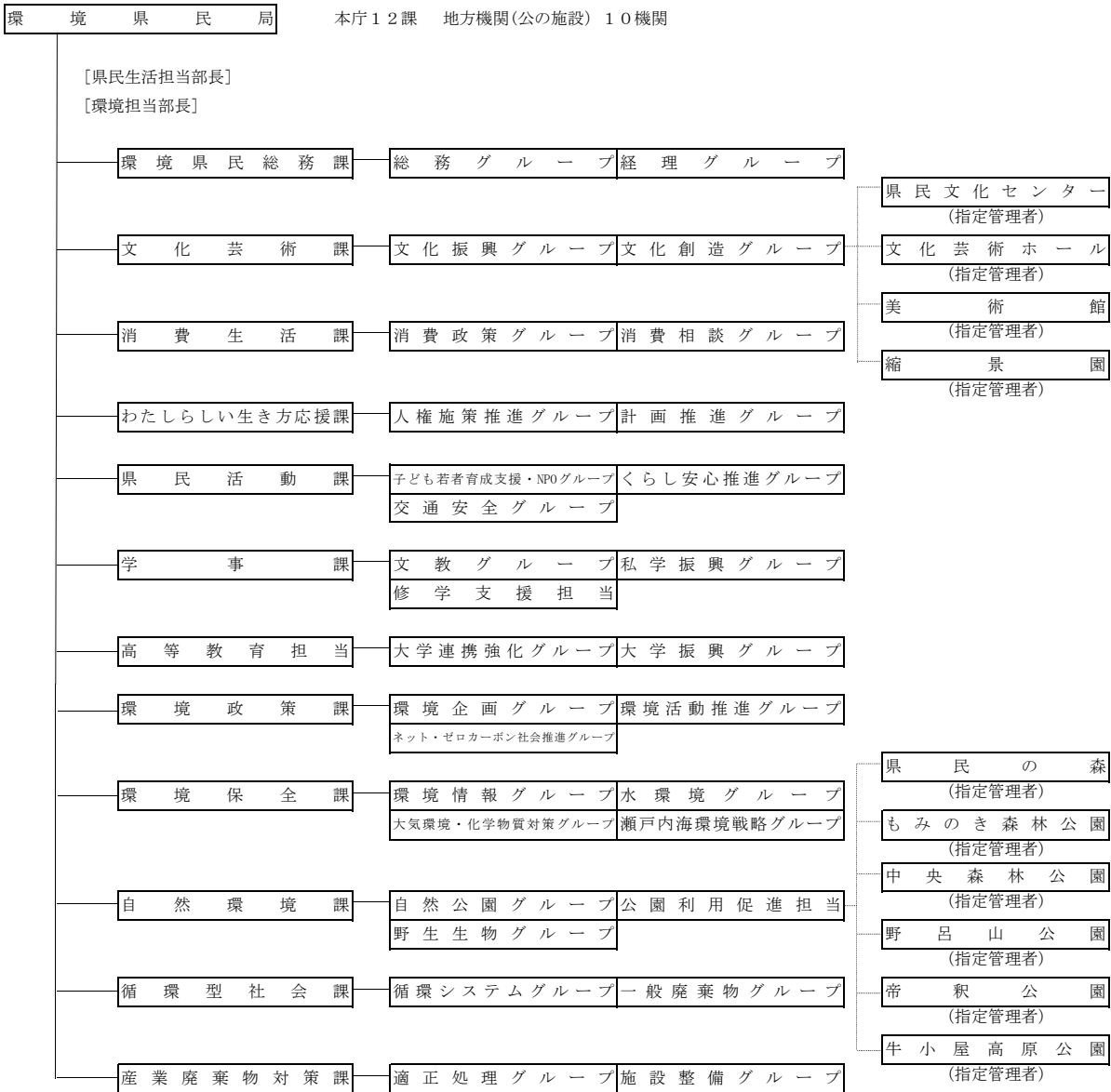


I 行政組織

1 行政組織機構図及び職員数



(令和6年4月1日現在)

区 分		現 員 数 (人)
本 庁	環 境 県 民 総 務 課	18
	文 化 芸 術 課	10
	消 費 生 活 課	9
	わたらしい生き方応援課	8
	県 民 活 動 課	12
	学 事 課	13
	高 等 教 育 担 当	8
	環 境 政 策 課	14
	環 境 保 全 課	19
	自 然 環 境 課	14
地方機関	循 環 型 社 会 課	12
	産 業 廃 棄 物 対 策 課	12
	計	163

※ 環境県民総務課には、局長、担当部長、経営企画監及び経営企画担当を含む。

2 行政組織別分掌事務

環境県民総務課

- (1) 環境県民局の庶務及び経理に関すること。
- (2) 環境県民局内の連絡調整に関すること。
- (3) 土地利用対策の総合調整に関すること。
- (4) 国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）に関すること。
- (5) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）第二章の規定による土地の先買い等に関すること。
- (6) 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）に関すること。
- (7) 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）に基づく地域福利推進事業に関すること。
- (8) 広島県土地利用審査会に関すること。
- (9) 広島県国土利用計画審議会に関すること。
- (10) 広島県環境県民局補助金等審査会に関すること。
- (11) 環境県民局中他課の所掌に属しないこと。

文化芸術課

- (1) 文化芸術の振興に関する企画及び総合調整並びに文化芸術振興施策の推進に関すること。
- (2) 名誉県民及び県民栄誉賞に関すること。
- (3) 著作権に関すること。
- (4) 広島県民文化センターに関すること。
- (5) 広島県立文化芸術ホールに関すること。
- (6) 広島県縮景園に関すること。
- (7) 広島県立美術館に関すること。
- (8) 公益財団法人ひろしま文化振興財団の指導に関すること。

消費生活課

- (1) 消費生活及び物価に関する施策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 消費生活その他の県民の生活に関する啓発及び情報提供に関すること。
- (3) 消費生活相談に関すること。
- (4) 県民相談に関すること。
- (5) 交通事故相談に関すること。
- (6) 消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）に関すること。
- (7) 家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）に関すること。
- (8) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）に関すること。
- (9) 消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）に関すること。
- (10) 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和四十八年法律第四十八号）に関すること。
- (11) 国民生活安定緊急措置法（昭和四十八年法律第百二十一号）に関すること。
- (12) 割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）に関すること。
- (13) 特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）に関すること。
- (14) ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律（平成四年法律第五十三号）に関すること。
- (15) 消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）に関すること。

- (16) 広島県消費生活審議会に関すること。
- (17) 広島県消費者苦情処理委員会に関すること。

わたらしい生き方応援課

- (1) 人権啓発及び人権施策の総合調整に関すること。
- (2) 男女共同参画に関する企画及び総合調整に関すること。
- (3) 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十七号）に関すること。
- (4) 広島県男女共同参画推進条例（平成十三年広島県条例第四十二号）に関すること。
- (5) 同和対策経過措置事業に関すること。（他の局課の所掌に属するものを除く。）
- (6) 地方改善事業に関すること。
- (7) 隣保館事業に関すること。
- (8) 広島県男女共同参画審議会に関すること。
- (9) 公益財団法人広島県男女共同参画財団の指導に関すること。

県民活動課

- (1) 青少年対策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 県民協働の推進に関すること。
- (3) 県民活動の支援に関すること。
- (4) 安心なまちづくりの取組支援に関すること。
- (5) 交通安全対策の企画及び総合調整に関すること。
- (6) 広島県青少年健全育成条例（昭和五十四年広島県条例第二号）に関すること。
- (7) 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）に関すること。
- (8) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）に関すること。
- (9) 広島県青少年健全育成審議会に関すること。
- (10) 広島県交通安全対策会議に関すること。
- (11) 公益社団法人青少年育成広島県民会議の指導に関すること。

学事課

- (1) 私立学校並びに私立専修学校及び私立各種学校に関すること。
- (2) 宗教法人法（昭和二十六年法律第百二十六号）に関すること。
- (3) 広島県教育委員会との連絡に関すること。
- (4) 広島県私立学校審議会に関すること。
- (5) 広島県いじめ問題調査委員会に関すること。

高等教育担当

- (1) 高等教育の充実に関すること。
- (2) 市町その他の地方公共団体の公立大学法人に関すること。
- (3) 広島県公立大学法人評価委員会に関すること。
- (4) 広島県公立大学法人に関すること。

環境政策課

- (1) 環境施策の総合調整に関すること。
- (2) 環境施策の企画立案に関すること。（他局の所掌に属するものを除く。）
- (3) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成十二年法律第百号）に関すること。
- (4) 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）に関すること。

- (5) 気候変動適応法（平成三十年法律第五十号）に関すること。
- (6) 公害防止事業費事業者負担法（昭和四十五年法律第百三十三号）に関すること。
- (7) 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）に関すること。
- (8) 広島県環境基本条例（平成七年広島県条例第三号）に関すること。
- (9) 広島県生活環境の保全等に関する条例（平成十五年広島県条例第三十五号）に関すること。
（地球温暖化の防止、環境教育及び環境学習の推進に係るものに限る。）
- (10) 環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに広報活動に関すること。（他局の所掌に属するものを除く。）
- (11) 事業者及び県民等による自発的な環境保全活動の促進に関すること。（他局の所掌に属するものを除く。）
- (12) 広島県環境審議会に関すること。
- (13) 広島県公害審査会に関すること。
- (14) 環境県民局中他課の所掌に属しない環境施策に関すること。

環境保全課

- (1) 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、地盤沈下、悪臭及び土壌汚染の防止対策並びに有害化学物質対策の企画立案に関すること。（農林水産局の所掌に属するものを除く。）
- (2) 環境保全協定に関すること。
- (3) 地域環境管理計画の総合調整に関すること。
- (4) 瀬戸内海環境保全知事・市長会議に関すること。
- (5) 景観形成施策の企画及び総合調整に関すること。
- (6) 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）に関すること。
- (7) 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）に関すること。
- (8) 瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）に関すること。（自然環境課の所掌に属するものを除く。）
- (9) 環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）に関すること。
- (10) 広島県環境影響評価に関する条例（平成十年広島県条例第二十一号）に関すること。
- (11) 景観法（平成十六年法律第百十号）に関すること。（土木建築局の所掌に属するものを除く。）
- (12) 騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）に関すること。
- (13) 振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）に関すること。
- (14) 悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号）に関すること。
- (15) 土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）に関すること。
- (16) ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）に関すること。
- (17) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）に関すること。
- (18) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）に関すること。
- (19) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和四十六年法律第百七号）に関すること。
- (20) 広島県生活環境の保全等に関する条例に関すること。（環境政策課、循環型社会課及び産業廃棄物対策課の所掌に属するものを除く。）
- (21) ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例（平成三年広島県条例第四号）に関すること。
- (22) 広島県みどりと景観の基金に関すること。（景観の形成に関する活動の推進に係る事項に限る。）
- (23) 環境基準に係る水域及び地域の指定に関すること。

- (24) 公害発生源に対する監視及び指導に関すること。
- (25) 公害防止のために必要な調査に関すること。
- (26) 公害苦情に関すること。
- (27) 環境の保全に関する情報の収集及び管理に関すること。
- (28) 広島県環境影響評価技術審査会に関すること。
- (29) 広島県景観審議会に関すること。

自然環境課

- (1) 自然保護対策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 自然公園に関すること。
- (3) 長距離自然歩道に関すること。
- (4) 有害鳥獣の駆除に関すること。（農林水産局農業技術課の所掌に属するものを除く。）
- (5) 鳥獣保護及び管理並びに狩猟に関すること。
- (6) 希少な野生生物の保護に関すること。（他局の所掌に属するものを除く。）
- (7) 自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）に関すること。
- (8) 広島県自然環境保全条例（昭和四十七年広島県条例第六十三号）に関すること。
- (9) 瀬戸内海環境保全特別措置法に関すること。（自然海浜保全地区に係るものに限る。）
- (10) 広島県自然海浜保全条例（昭和五十五年広島県条例第三号）に関すること。
- (11) 広島県みどりと景観の基金に関すること。（資金の運用に関する事項及び環境保全課の所掌に属するものを除く。）
- (12) 宮島公園に関すること。
- (13) 広島県立県民の森（以下「県民の森」という。）に関すること。
- (14) 広島県立もみのき森林公園（以下「もみのき森林公園」という。）に関すること。
- (15) 広島県立県民の浜（以下「県民の浜」という。）に関すること。
- (16) 広島県立中央森林公園（以下「中央森林公園」という。）に関すること。

循環型社会課

- (1) 廃棄物施策の企画及び総合調整に関すること。（他局の所掌に属するものを除く。）
- (2) 循環型経済拠点形成促進事業に関すること。
- (3) 市町の一般廃棄物に係る広域処理体制に関すること。
- (4) 福山リサイクル発電事業に関すること。
- (5) 循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第百十号）に関すること。
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）に関すること。（産業廃棄物対策課の所掌に属するものを除く。）
- (7) 浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）に関すること。（土木建築局の所掌に属するものを除く。）
- (8) 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）に関すること。
- (9) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）に関すること。
- (10) 特定家庭用機器再商品化法（平成十年法律第九十七号）に関すること。
- (11) 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成二十四年法律第五十七号）に関すること。
- (12) 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（昭和五十年法律第三十一号）に関すること。
- (13) 化製場等に関する法律（昭和二十三年法律第百四十号）に関すること。

- (14) 広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和六十年広島県条例第十四号）に関する
こと。
- (15) 広島県生活環境の保全等に関する条例に関すること。（資源の循環的な利用に係るものに限
る。）
- (16) 下水道の終末処理場の維持管理の指導に関すること。

産業廃棄物対策課

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関すること。（産業廃棄物関係（リサイクル関係を除
く。）に限る。）
- (2) 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）に関すること。
- (3) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十
五号）に関すること。
- (4) 広島県生活環境の保全等に関する条例に関すること。（廃棄物の適正処理の推進及び減量化
の促進に係るものに限る。）
- (5) 不法投棄等不適正処理に関すること。
- (6) 県外産業廃棄物の適正処理に関すること。
- (7) 公共関与処分場の整備及び運用に関すること。
- (8) 産業廃棄物処理施設の設置に係る地元調整に関すること。
- (9) 一般財団法人広島県環境保全公社の指導に関すること。